

平成23年度

一般会計決算を認定

税 条 例 の 一 部 改 正 を 可 決 こども医療費の助成に関する条例の一部改正を可決

平成23年度一般 会計決算を認定

平成23年度一般会計決算の
主な内容は次のとおりです。

○主な内容

予算現額726億8670
万円に対して、歳入決算額は
676億3267万円、歳出
決算額は652億2622万
円となりました。なお、差引
残額24億645万円は、翌年
度に繰り越されました。

○歳入の主なもの

歳入の根幹である市税は2
73億5663万円、全体の
40・5パーセントを占めてい
ます。個人市民税が減額とな
りましたが、市たばこ税や固
定資産税が増額となり、市税
全体では前年度比684万円
の増加となりました。また、
国庫支出金が103億420

4万円(15・3パーセント)
で前年度比7億9105万円
の増加、市債が87億7705
万円(13パーセント)で前年
度比17億1906万円の増加
となりました。さらに、地方
交付税は82億2962万円
(12・2パーセント)で前年
度比3億2473万円の増加
となりました。

○歳出の主なもの

歳出に占める割合は、民生
費が239億7039万円と
全体の36・8パーセントを占
め、主に社会福祉費と児童福
祉費です。次に、総務費が1
14億4515万円(17・6
パーセント)、土木費が78億
3430万円(12パーセン
ト)、教育費が65億2677
万円(10パーセント)、公債
費が63億5186万円(9・
7パーセント)となりました。

討 論

安定した歳入で
市民要求に応えることを
求め反対(日本共産党)

平成22年度は、大幅な歳入
不足のかけ声のもと、市民サ
ービスを削り、負担を増やし
ましたが、結果的には合併以
来最大の収入となり、平成23
年度も安定した歳入を上げて、
市税収入と地方交付税および
その代替措置である臨時財政
対策債の合計額は、合併以来
2番目に多い決算です。

今こそ市民サービスを元
に戻し、市民負担の軽減に取り
組むべきです。

現在、本市の基金積立額は
バブル期をも上回る101億
円となります。市民要望を置
き去りにして、基金の積み立
てに精を出してきたと言える

ものです。また、起債の約7
割が後年度に交付税措置され
るもので、過去最高の基金と
身軽な借金という状況です。
もっと真剣に市民要求に応え
るべきです。

保育所待機児の解消や施設
数の少ない児童館の整備が必
要です。また、こども医療費
は拡大しますが、県内水準は
さらに拡大の方向です。遅れ
ないように準備が必要です。

障がい者の地域生活への移
行や一般就労への移行の達成
率、また、高齢者の敬老会出
席率はいずれも低い結果とな
り、さらなる工夫が必要です。
また、高齢者や障がい者の孤
立死や児童の虐待死は絶対に
防ぐ取り組みが必要です。

市道の修繕要望は事故を防
ぐ観点からも積み残すことな
く対応しなくてはなりません。
舗装工事を抜本的に増やし安
全を確保し、さらに市内業者
の仕事確保にもつなげる必要
があります。

連続立体交差事業は、県市
の負担割合により100億円
以上の差が出ます。財政に与
える影響を考え、事業の見直
しをするべきです。

商工費や農林水産業費はわ
ずかな予算しかありません。

商業の活性化や地産地消の拡
大など政策を持って取り組む
ことを求めます。

また、9月でも暑い日が続
いており既存の学校にも普通
教室にエアコンが必要です。

以上を指摘し、反対します。

市民サービスの充実と
総合振興計画の将来像実現を
期待し賛成(新政の会)

この決算は、先行きが不透
明な経済情勢の中、総合振興
計画および山積する行政課題
の実現に向けて、効果的かつ
効率的な予算執行に努めたも
のと評価しています。

歳入では、歳入の根幹をな
す市税において、市たばこ税
や固定資産税の増額により、
市税全体では前年度と比較し
て微増となったものの、景気
後退の影響などにより、個人
市民税は減収となりました。

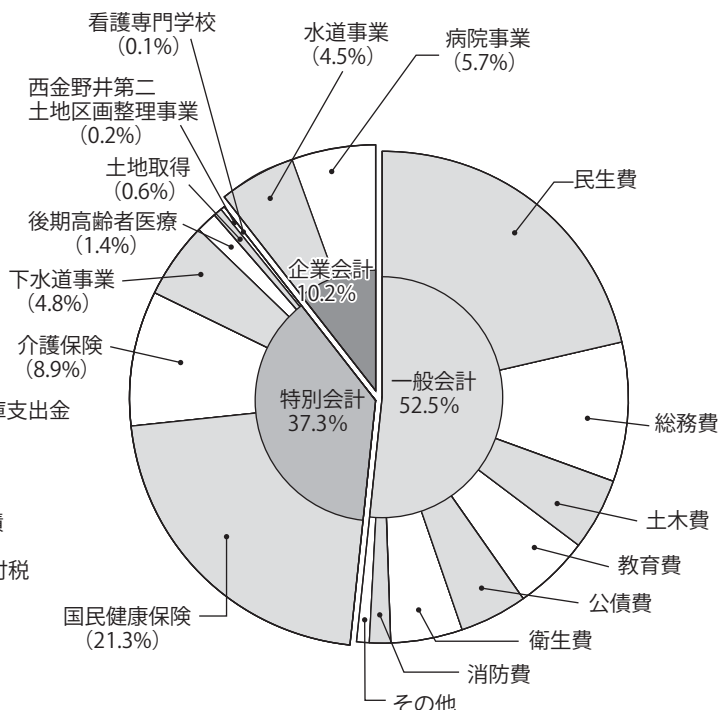
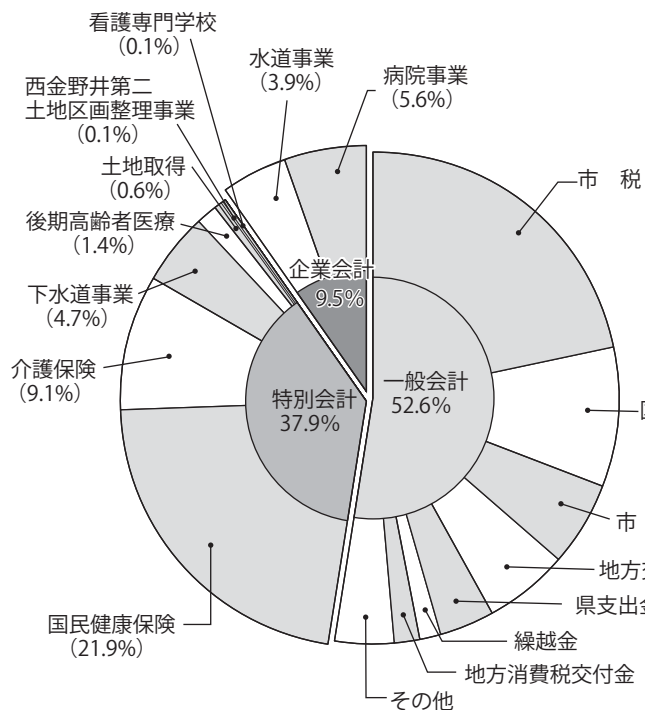
そのため、市税のさらなる
収納対策に加え、自主財源を
確保するために中長期的な視
点に立った新たな取り組みに
期待をしています。

市債については、普通建設
事業債が増額となっています
が、市債は貴重な財源である
反面、将来の財政運営に大き
く影響するものであるため、

平成23年度 会計別決算

歳入総額 1,286億6,645万円

歳出総額 1,243億5,203万円



一般会計			
歳入	歳出		
市税	273億5,663万円	民生費	239億7,039万円
国庫支出金	103億4,204万円	総務費	114億4,515万円
市債	87億7,705万円	土木費	78億3,430万円
地方交付税	82億2,962万円	教育費	65億2,677万円
県支出金	38億4,560万円	公債費	63億5,186万円
繰越金	20億8,763万円	衛生費	53億4,612万円
地方消費税交付金	17億3,982万円	消防費	22億406万円
その他	52億5,428万円	その他	15億4,757万円
計	676億3,267万円	計	652億2,622万円

特別会計		
区分	歳入	歳出
国民健康保険	281億4,329万円	265億3,733万円
介護保険	117億598万円	111億637万円
下水道事業	60億798万円	59億4,709万円
後期高齢者医療	17億6,363万円	17億2,432万円
土地取得	7億4,635万円	7億4,635万円
西金野井第二 土地区画整理事業	2億614万円	1億9,259万円
看護専門学校	1億4,803万円	1億4,485万円
計	487億2,140万円	463億9,890万円

企業会計		
区分	水道事業	病院事業
収益的収入	42億5,813万円	67億5,847万円
収益的支出	41億2,873万円	67億1,760万円
資本的収入	8億1,522万円	4億8,056万円
資本的支出	14億9,813万円	3億8,245万円

計画的かつ慎重な借り入れを望むものです。

歳出では、土木費において地域振興ふれあい拠点施設の整備や藤塚米島線等の幹線道路の整備が推進されたことは、産業の振興や地域の活性化、魅力あるまちづくりに寄与するものと期待しています。

また、消防費においては、災害対応特殊救急自動車の更新など、市民の生命・財産を守るために大変重要であり、安心・安全なまちづくりに寄与するものと評価しています。

教育費では、老朽化した東中学校の改築や小中学校の校舎、体育館の耐震補強事業など、児童生徒の安心・安全の確保が図られたものであり、今後も学校施設整備の耐震補強等を積極的に推進していただくことを期待します。

歳出については、限られた財源を有効かつ効果的に活用し市民生活に必要な事業を優先した効率的な予算執行がされたものと受け止めています。

今後においても、市民ニーズを踏まえ自立した地方行政が求められる中、より一層の市民サービスの充実と総合振興計画の将来像実現のために、限られた財源を有効かつ効率

的に活用することを強く要望して、賛成します。

税 条 例 の 一部改正を可決

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の制定に伴い、個人の市民税の税率の特例の規定を改正するものです。

この条例改正により、個人の市民税を平成26年度から35年度までの10年間、均等割額を500円加算して防災施策に要する財源とします。

【賛成多数で原案可決】

討 論

復興費用の確保を名目に 住民へ増税を課すもので 反対（日本共産党）

これは、いわゆる震災復興増税法案が国会で可決されたことに伴うものです。

本市では、11万3000人が対象で、10年間で5億6000万円の増税となります。

税制の基本は応能負担であり、低所得者に負担を強いる

住民税の均等割引き上げに財源を求めてはいけません。しかも、被災自治体の住民にも及び被災者支援に反します。

今後、消費税増税を初めてとて次々と大増税が押し寄せてきます。これにより所得が減り、負担増となれば景気はますます悪化し、税収が減少して、国民の暮らしも日本の経済も財政も破綻します。

防災施策の充実 に必要不可欠な改正のため 賛成（新政の会）

この条例改正は、東日本大震災からの復興に関し、防災施策に必要な財源の確保を図るため、地方税の臨時特例に関する法律の制定に基づき、改正するものです。

内容は、平成26年度から10年間、市民税均等割の税率を500円引き上げますが、これは東日本大震災の経験を踏まえ、市が実施する防災施策の財源として活用するもので、安心・安全な市民生活につながる防災施策の充実に必要不可欠な改正で、適正なものと考えます。

今後も健全な財政運営のため、公平・公正な課税事務および収入確保に努めるとともに、防災事業のより一層の推進を期待して、賛成します。

こども医療費の 助成に関する条例の 一部改正を可決

この条例は、こども医療費の助成対象を拡大するとともに、受給資格者の認定基準を改正するものです。

現在、こども医療費の助成対象は、通院分が満7歳に達する月の末日まで（1日生まれの子どもは前月の末日まで）、入院分が満15歳に達した日の属する年度の末日（中学校修了）までとして、一部負担金の助成を行っています。

これを、平成25年4月診療分から通院分も中学校修了までとし、子育てにおける経済的負担の軽減を図ります。

必要とする医療を容易に受けられ、保健の向上と福祉の増進により子育て世代を支援して、少子化の進行を防止します。

また、認定基準の改正により、受給資格者を明確にします。

【全員一致で原案可決】

討 論

子育て家庭の経済的 負担軽減を期待して 賛成（新政の会）

こども医療費の助成については、これまでは入院分が15歳到達の年度末まで、通院分は満7歳に到達した月の月末までとじていました。これを通院分も入院分も15歳到達の年度末までとすることで、子どもの医療の確保による福祉の向上と、子育て家庭の経済的負担の軽減に役立ちます。

また、これまでの請願の採択状況などを鑑みても、子育て日本一を目指す本市に適切な措置と考えます。

一般財源の負担増加も想定されますが、持続可能な制度とするべく、医療費がいたずらに増加しないよう、趣旨の周知等に工夫を凝らすとともに、適切な事務執行に努めることを要望し、賛成します。

子育て日本一を目指し さらに対象年齢の拡大を 期待し賛成（日本共産党）

多くの市民が待ち望んでいた対象年齢の拡大であり、本当に喜ばれるものですが、一

部に窓口払いの課題が残っており、関係機関との連携を深め解決することを求めます。

また、県内ほとんどの自治体が中学校卒業まで助成しており、全国で3都県が県単位で中学校卒業まで助成していることから、埼玉県として対象年齢を拡大しよう、また、国が補助するよう要望することを求めます。

県内では2つの自治体が高卒業まで助成しています。

パブリックコメントでも対象年齢を高校卒業まで拡大してほしいとの声も多くありました。さらに拡大することを期待して、賛成します。

議員提出議案

地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を早急に実現するよう強く求める意見書

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、わが国のみならず地球規模の重要な喫緊の課題となっており、森林のもつ地球環境保護、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっています。

す。

また、わが国は京都議定書において、第1約束期間である平成20年から平成24年までの間に、温室効果ガスを6%削減することが国際的に義務づけられています。そのうち3・8%を森林吸収量により確保するとしています。

地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠です。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源が大幅に不足しています。

よって、政府においては、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を早急に実現するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月21日

春日部市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
農林水産大臣 様
経済産業大臣 様
環境大臣 様
国家戦略担当大臣 様

【全員一致で原案可決】

陳情

○第2号

春日部市自治基本条例の一部の改変を求める陳情

○第3号

「中小企業金融円滑化法」期限切れに伴う中小企業支援に関する意見書

今定例会の日程

8月27日

開会、議案第58号から議案第85号までの上程・説明

8月30・31日

議案に対する質疑

9月3・4日

議案に対する質疑

9月6・7日

常任委員会

9月11・12・14・18・19日

一般質問

9月21日

常任委員長報告とそれに対する質疑、各議案に対する討論・採決、議員提出議案の上程・説明・質疑・討論・採決、閉会

閉会中の委員会活動

▽議会運営委員会

8月22日

平成24年9月定例会運営について

▽議会改革検討特別委員会

7月13日

特別委員会にかかわる協議事項について

8月8日

反問権の運用について
本特別委員会の当面の中期長期的な検討課題について

8月22日

本特別委員会の当面の中期長期的な検討課題について
ホームページ上の研修・視察結果の公表対象について

8月22日

本特別委員会の当面の中期長期的な検討課題について
会派に所属する議員個人の議案採決に当たっての賛否について

8月22日

議案採決に当たっての賛否について

▽広報広聴委員会

9月25日

議会だより第29号の発行について

10月5日

議会だより第29号の発行について

10月5日

議会報告会について

10月5日

議会報告会について

10月5日

議会報告会について

10月5日

議会報告会について

10月5日

議会報告会について

10月5日

議会報告会について

10月5日

議会報告会について

10月5日

議会報告会について

10月5日

議会報告会について

10月5日

議会報告会について

10月5日

議会報告会について

10月5日

議会報告会について

10月5日

議会報告会について

10月5日

議会報告会について

10月5日

議会報告会について

「議会だより」の表紙をあなたの写真で飾りませんか

平成25年5月1日発行の議会だより3月定例会号の表紙を飾る写真を募集します。

【募集写真のテーマ】

「私の好きな春日部市」

【応募規定】

1. 市内で撮影された写真で未発表作品
2. デジタルデータは2MB以上のJPEGデータ
3. プリントはL判

【応募方法】

1. 撮影場所、撮影日時、住所、氏名、電話番号を記入(任意の様式)してください。
2. 平成25年3月29日(金)までに、直接または郵送で議会事務局までお願いします。
5MB未満のデジタルデータの場合はメールでの応募も受け付けします。
■郵送先：〒344-8577 春日部市中央六丁目2番地 春日部市議会事務局
■E-mail：gikai@city.kasukabe.lg.jp

【その他】

- 掲載作品の選考は、広報広聴委員会で行います。
- 掲載時には、撮影者名、住所(町名まで)を議会だよりに掲載させていただきます。
- 人物や個人の所有物を撮影した場合は、本人または所有者の承諾を得てください。
- 写真は、モノクロでの掲載となり、必要により、トリミング等の補正を行います。
- 掲載された写真の使用権は市に帰属します。
- 選外のプリント作品については、後日返送いたします。また、デジタルデータについては消去し、流出等無いよう扱わせていただきます。

次回の定例会は 11月27日(火) 開会予定です

本会議の傍聴を希望される方は、市役所本庁舎3階の傍聴者受付で、住所及び氏名をご記入の上、傍聴券を受け取り、傍聴席に入場してください。傍聴席は56席(車いす傍聴席2席を含む)です。

本会議は、通常午前10時から開催されます。